

次に保険証の交付についての御質問でございますが、既に本年一月一日から、特別の事情のない方が保険税を滞納している場合には国民健康保険証を返還していただき、その代わりに被保険者資格証明書を交付することになりましたが、現在も事務処理上の細部について、都からの指導がありませんので、実施するに至っておりません。実施する場合につきましては都の指導を得て、市民に対する周知徹底を図りながら、十分に慎重に対応してまいりたいと思います。

次に、老人福祉についてでございます。痴呆性老人対策についてでございます。

高齢化社会が進行する中で、老人に対する福祉対策といたしましては、今日最も緊急な対応が求められるのは痴呆性老人対策と言われております。国や都がその対策として各種の事業を打ち出してしております。当市も現在都の施策により対応しているところですが、年々老人人口が増加する中、その対策も難しくなっている現状でございます。特に痴呆性老人は失禁、徘徊等問題行動も多く、その処遇も専門的な知識や対応が求められるので、職員も医師、介護士や保健婦等の体制が必要ですので、御質問の御意見につきまして、今後検討をしていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

次に、第三点目の市民の保養施設について、市民のための海、山の家の設置についてでございます。

御質問の保養施設の設置につきましては、前回の御質問がありましたときに御答弁申し上げてございますが、本施設の設置等の考え方について、現在他市の状況調査を始めたところでありますが、この調査結果をもとに本年度中にプロジェクトチームをつくり、施設の必要性と効果、管理運営と経費等を含めた内容で研究し、方向づけをしていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

答弁に代えさせていただきます。

○市民部長（小野光朗君） それでは国民健康保険証の交付について御答弁申し上げます。

ことし、今市長の方から御答弁申し上げましたとおり、滞納等がありました場合についての国民健康保険税の法が、手続きが変わったわけでございますけれども、本年度滞納分及び六十一年度、これは五期分まででございますけれども、二万円以上の方に対して、納付指導を兼ねて被保険者証を市役所へ取りに来ていただきたいということで、保険証を一般に送付しないでストップしたのがございます。それが千百十五通ありました。そのうち窓口に来ていただいたり、あるいは

必要に応じて取りに来ていただいたり、そういうもの、あるいは納税相談に応じたり、そういうふうな方が八百十四通ございまして、現在その残りの三百一通を、書留で送ったわけでございます。千百十五通のうち八百十四通は窓口に来てお渡ししたり納税したりしたということで済んだんですけれども、残り三百一通については簡易書留でお送りしたんですけれども、そのうち戻ってきたものが百五十一通ございます。というのは本人がいないと、簡易書留の場合には印鑑を徴収するもので、郵便局の方で十日間ストップしておきまして、それでもまだどうしても連絡がつかないというものが百五十一通ありました。現在そういう意味で百五十一通、これは九月十一日現在でございますけれども、うちの方で交付がなされていないという状況でございます。以上でございます。

○十二番（原 敏子君） それでは自席から再質問をさせていただきます。

まず国保の関係からお尋ねしたいと思います。

国保税の減免措置の関係なんですけれども、この国保税の減免は、言ってみれば福生市の国民健康保険税条例の中にも法による減免措置はあるわけです。それはもう当然承知しているわけですけれども、私はこの減免措置をもう一歩広げて拡大してほしいということを質問をしたわけです。

というのは、なぜ国民健康保険税の減免が必要なのかということ、先ほども登壇してお話いたしましたようにもともと国民健康保険というものは、国の提唱した国の制度なわけです。この国民保険会計、健康保険会計というのは国の国庫補助金と被保険者の保険税で賄うものなんです。それを国が一方的に国庫補助を削減してきたために、一般会計からの繰入れや保険税の値上げをしないと国保会計が運営できないわけです。そういう中で今の国民健康保険会計が成り立っているわけです。そうしますと、国の国庫補助が削減されればされるほど、言ってみれば保険税が高くなるのはそういうものと。この国保会計のあり方から見れば、そうならざるを得ないのはそのとおりだと思えます。ですから、私はまず一番最初この国庫の補助をもとに戻さなければ国保会計というのはどんな自治体でも成り立たないというふうに思っているわけです。

そういうことを前提にして、この国保税が毎年上がっていく中で被保険者、国保に入っている福生の市民は、本当に高い保険税を払うのに四苦八苦しているわけです。で、この法による減免措置、六割と四割の、今現在減免措置があるわけですが、これに当てはまるのはなかなか大変なんです。

ここにことしの、納税義務者殿ということで、国民健康保険税についてという、まあ納付書ですよね、納付書が各被保険者の方たちに配られましたけれども、このところにも、前年の所得が一定基準以下の場合には保険税が減額されます、先ほどの市長が答弁されましたその場合は減免していますという、これは確かにこのようになっていきますけれども、この減免をもう少し拡大してほしいというのが今の質問なので、今の市長の答弁では特に相談がある場合には減免をしているというふうに答弁されましたけれども、私の調べたところでは、三多摩の二十六市のうち二十一市が市独自で減免の要項だとか規定だとかをつくって、市独自の減免措置を実施しているわけです。

今の福生市の保険税の減免の中で言いますと、この条例で見ますと非常に抽象的になっているんです。市長は次の各項のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められる者に対し国民健康保険税を減免する。その一は、災害等により生活が著しく困難となった者。その二が貧困のため減免の必要がある者。貧困のため減免の必要がある者、この貧困のためということが、非常に抽象的です。これは二十六市のうち二十一市が実施している減免の要項や規定を見ますと、これがもう少しふくらんでいるわけです。例えば先ほど登壇して言いましたように失業、廃業、事業不振等により平均月収額が前年度の平均月収額よりも、というように。

この貧困というものを、私は貧困と言えばそれは考え方の問題で、私も貧困かもしれないし、いや原さんは貧困じゃないという人がいるかもしれないし、それは、これのところはもう少しやはり広げてほしい。

私は、これは全国どこの条例にもこういうふうな法の減免規定はこうなっているのかなと思って、ちょっと調べてみましたら、これはそうじゃないんです。他の自治体では、この条例法の本来の六割四割のこの条例をもっと幅広く書いているところもあるわけです。

ですから私は、今このところ保険税が、福生市の保険税も好ましくないし、私は絶対反対ですけれども、来年度の国民健康保険税もまた大幅な値上げが予測されるのではないかとこのように、私は今国や東京都の予算を見ると、そうなるのかなというふうな、非常な不安な危惧を抱くものですが、こういう中で被保険者である福生の市民である国保加入者に対し、その値上げ分その分を全部かぶせていく。東京都や国が、また来年度も国保の補助金を減らそうとしていますよね。その分をみんな被保険者にかぶせていくということになり兼ねないと思うので、私は国保加入者の中で本当に大変な方たちに特別な、市独自の減免措置を行ってほしいというふうな質問をしているわけで、今こういう

があるからその中で行っているんだということだけではなくて、もう少しはっきりとした答弁をしていただきたいというふうに思うわけです。

というのは、市長は当然御存じだろうと思うんですけれども、ことしの八月二十七日に東京都の答申が出ました。都の国民健康保険委員会の答申が出たんです。この答申の中身は、都の補助金を削減することなんです。今まで出していた、東京都が各自治体に出していた都の補助金を減らしていくということなんです。これを、この答申どおり福生市で当てはめてみますと、来年度はどれぐらい都の補助金が福生市で削減されるかと言いますと、六千二百二十八万六千円で、六十一年度決算をもとにして試算しますと、そうしますと、これだけを見ましても都の補助金が六千二百萬も減らされちゃうわけです。そうすると今の国保会計のあり方から見ますと、一般会計からの繰入れをこれだけふやすか、保険税をこれだけ上げなければ国保会計は成り立たないわけです。

東京都がこのように補助金を減らそうというふうな動きがある答申をしたわけですから、知事がどこまでこれをされるかどうかまだわからないところですが、こういう状況の中で、これはそのまま被保険者に、保険加入者にかぶさると、本当に福生の保険加入者、被保険者は生活自体が成り立っていかないと思うんです。

今は特別に相談がある場合は減免措置をしているんだというふうに言われましたけれども、これはこういうものではなくて、特別の場合ではなくて一定の収入、一定のところではやはり私はこういう国民健康保険が、本当にその制度が生きるような、こういうふうな減免措置をしていただきたいというふうに思うわけです。

国保加入者は言ってみれば、一定の、サラリーマンなんかは国保加入者じゃありませんから、自営だとかパートだとか、先ほども言いましたように病気で会社を辞めた人だとか、そういう方たちが入る保険です。そういう中で私は、こういう所得が少ない人たちを救済する措置で、こういう減免制度を福生でもぜひ実施してほしいということを質問していますので、市長の答弁をもう一度聞かせていただきたいと思います。

次に、老人福祉の関係ですけれども、今市長の答弁では、当然痴呆性老人の対策は必要なので今後研究していきたい、検討していきたいというふうな答弁だったというふうに思います。当然今後検討していただくことは、そのとおりにしていたきたいというふうに思いますけれども、痴呆性老人というのは非常にいろいろな痴呆性老人があるわけです。症状によって一から十までであるというふうに思いますけれども、この痴呆というのがどういふところからくるかという

ころから、やはり研究をしなければならぬのではないかとふうに思うわけです。

それによれば、私が調べたところによると、脳血管性痴呆だとか、老年痴呆だとか、いろいろあるわけです。痴呆というのは早く見つければ見つけるほど痴呆が進まないというふうに言われていますし、治る場合もあると言われています。ただ、老年痴呆の場合は年を取ったために脳細胞がだめになっていくわけで、これが非常に遅々とした進みぐあいで、わかったときは相当ひどくなっているというふうにも言われていますし、こういう痴呆性老人を抱えた家族は、本当に気がついたときには大変ひどくなっているということが言われるのではないかとふうに思うわけです。

それで再質問させていただきたいんですけども、今東京都で痴呆性老人の対策を何らかしなさいというふうに出てきているし、東京都の施策もこれからの施策があるというふうに思いますけれども、この痴呆性老人に対するそういう施策を少し教えていただきたいというのと、この福生市で痴呆性老人が、数は確実な数は勘定できないと思いますけれども、厚生省や東京都の基準というのが、老人何人に対しては何人の痴呆性老人がいるというふうなものがあると思いますから、その数を当てはめた中で福生市の今の痴呆性老人の推定人員を教えていただきたいというふうに思いますし、今福生市では老人のケースワーカーが確か二人だというふうに思うんですけども、この老人のケースワーカー、職員のところにはやはりそういう痴呆性老人を持つ家族から、それなりの相談があるんだろうというふうに思いますけれども、それらの相談が、痴呆性老人だけを扱っているわけじゃないでしょうか、いろいろな問題の中であるんでしょうけど、件数がわかればぜひ教えていただきたいと思います。

それと、先ほども南木さんの質問の中でデイケアというのがありました。私も、この痴呆性老人については特にデイケアを必要とするというふうに考えていまして、一般的に言うところの託老所というんでしょうか、そういうものなんかも検討の議題の中に入れていただきたいというふうに思うわけです。

今までの一般質問の中で、申しわけないんですけども、いつも研究したいとか検討したいという答弁はお聞きするんですけども、それはそれなりにとても結構なことだというふうに思っておりますが、検討が先に延ばされたり、検討した結果がずっと出なかったり、そういうことがないように、私はこの痴呆性老人の検討については非常に具体的な問題で検討していただきたいというふうに思っておりますので、この検討する期間がどれぐらいで終わりになるのか、検討が終わってそれから実施するようになるのかということが、担当部局や市長の方でお考えがあったら教えていただきたいと思

います。

それと、保養施設の関係ですけれども、今、本年度中にプロジェクトチームをつくって、他市を調べた結果ここでプロジェクトチームをつくって方向づけをする。これは、方向づけをするということは市の保養施設を、方向づけをするということは、これからそういうものをつくっていくかどうかということの研究するプロジェクトチームなのか、それともこの保養施設を設置しようというところのプロジェクトチームなのかというふうに、今ふっと思ったんですけど、私のこの、六十一年、昨年の六月議会の中では、市長の答弁や部長の答弁では必ず市の保養施設、市長はそのとき言われたんです。短期でも長期でもそういうものがあるので、ぜひともそういうものを作っていく、そのために研究をさせていたいただきたいという答弁を昨年の六月議会にいただいているので、今の市長の答弁はつくっていくという、保養施設を設置していくという方向でのプロジェクトチームだというふうに、昨年の続きでお聞きするとそのように思うわけです。

私は、隣の羽村町からちょっと資料をお借りしてきたんですけども、昨年の六月議会でも質問の中でお話ししましたけれども、羽村町は清里の森というのを、八ヶ岳高原清里の森というのをつくったわけです。それで、これにつきましては五十八年の十一月からずっと研究を重ねて、自然休暇村をどこにつくろうかということをやっていると研究を重ねて、六十年の十二月、九二年かかっているわけですけれども、二年かかってこの八ヶ岳高原清里の森を設置するというふうに決めたわけです。私はこういう膨大な、大きなものをつくってほしいということではなくて、やはりこのくらいの慎重な検討も必要だろうというふうに思います。

もう一つ、私は、この羽村町が行っています海の家というのがあるんです。これは昨年の六月議会で市長が答弁されました、長期とか短期とかと言われました、こういう関係でやっております。羽村町は一年間契約をしているわけです。あの旅館と委託契約を結んでいまして、六十二年度の予算を見ますと年間七百二十万でその旅館と契約をしております、一年中通じて町民の皆さんがいつでも利用できるような、こういうような海の家保養施設を設置しております。これは伊東にあるものですから、温泉つきの旅館を委託契約しております、夏だけではなく冬も町民の方が利用している。六十年

一度の実績で見ますと、一ヵ月約二百二十二人の町民がこの伊豆の海の家を利用されています。こういうふうには、私が今具体的に示しました羽村のこの保養施設の問題、府中にもそういう施設もありますし、今は市民サービスだという関係で、非常に多くの自治体でそういうものをつくっております。この問題を取り上げたのは随分、

福生市もよその自治体に負けず劣らず昔から取り上げているわけです。前石川市長は、海の家や山の家、この保養施設を設置したいというふうに答弁された後市長をやめられたわけで、それでそのまま棚の上に乗ったような感じになりました。田村市長になって私が二回質問いたしまして、二回とも市長は検討したいというような答弁を繰り返されているにもかかわらず、今だにこの問題が具体化されていない。

今の答弁聞くとなんか最初から、つくるかつくらないかというところから検討していくみたいな答弁にも聞こえますし、そうじゃなくて、私は研究していききたいという答弁を二回も繰り返した後の、このプロジェクトチームということなので、ぜひそのところをもう一度、どういう形で研究していくのか。

それと、この答弁をどこへ持っていくのか。私はもう何回も、いつまでも研究されたり検討されたりするのは結構だと思えますけれども、やはりいつごろまでにそういうものを結論を出すというものが無い限り、行政は進まないというふうに思っていますので、ぜひそのところをお聞かせいただきたいと思っています。

○市民部長（小野光朗君） 国民健康保険税につきましての御質問に対して、御答弁申し上げます。

まず、御指摘のとおり今国民健康保険税につきましては、国民健康保険税条例の十二条で、御指摘のとおり六割四割という所得に応じた法定減免がございします。これについては従前どおりどこでもやっておるわけでございしますけれども、問題は御指摘の申請による減免でございしますけれども、原則としてこれはあくまで申請でございします。

それで、東京都等でもそういう基準が設けてございまして、福生市においてもその基準を準用しまして現実には運用しているわけでございしますけれども、何分にも福生市の場合も低所得の方が、非常に多いと言っては申しわけないんですけれども、やはり六十一年度に総所得金額がなかった世帯が、国民健康保険の世帯七千五百十五世帯のうちの二五・四％ということになっております。六十年度が三〇・五％という状態でありまして、そういう面からそれを一律に申請免除じゃなくて公開的に一律に減免するということは、なかなか難しいんじゃないかと思えます。そういう方々については、先ほど申し上げましたとおり法定免除に基づいて六割四割の減免がなされる場合に該当すると思えます。

それと、そのようなわけで現状の中ではやはりちょっと、公開して申請減免をするという基準についての制定等については、現状では、取り扱いはやっておるんですけれども、そういうものについては現状のまま進めていきたいというふうなことでございます。

とにかく、財政事情等もございまして、非常に難しい問題もありますんですけれども、ぜひ御了解をいただきたいと思えます。

それと、先ほどの二十市とおっしゃいましたんですけれども、うちの方の資料ですと十四市という状態になっているんですけれども、これはまた調べてみますけれども、それでもって公開しているのが十四市であって、そのうち実施しているのが十市ぐらいだと思いますけれども、その基準につきましては、所得が生活保護の何割ぐらいに当たるとか、あるいは家屋が何割ぐらい損壊したとかいう基準を設け、その所得の割合を減額して計算するわけでございしますけれども、うちの方としてもそういう制度は、特に基準を設けてございしませんけれども、条例上そういう規定がございしますので御相談に応じれば、そういうものについて適用していくという状態でございしますので、これも特に公開して、実情やむを得ない方についてはそういうものを現在もっておりますので、よろしく御了解をいただきたいと思えます。

○福祉部長（生子国利君） 二つばかり私の方の御答弁申し上げますが、まず痴呆性老人の関係につきまして、都の施策というようにございしますが、現在厚生省においても痴呆性老人対策推進本部というものを設置いたしましてこの整備を図るための検討に入っております。

しかし、先ほど申されるようにほとんど痴呆性老人がふえてまいりますのですが、東京都としては、ではどのような対策を今立てておるのかということでございますが、まず東京都では二つの対策があると思えます。

まず、在宅福祉対策、これは五十六年から実施しておりますけれども、この施設そのものは、現在二十ぐらいしかない、施設としては、それから収容できる範囲というのは四十人。

それからあと施設の関係の福祉対策、施設関係です、これにつきましては特別擁護老人ホームの介護棟をつかってやる。これは介護棟というのは相当濃厚な老人の関係を収容いたしますので、やはりその設備と構造が問題になるというところで、単に入れるというわけにはいかないというふうなことで、一カ所しか今東京都にはありません。で、これは五十人、ところが最近、その都としても厚生省としてもこれらの対応で、今までのような対応ではとてもできないというふうなことで、今回東京都が六十二年の四月一日からですか、これは要綱がございまして、これは東京都、現在の痴呆性老人デイホーム実施事業実施要綱というものができてきました。この実施の内容としては、これは市町村がやれと。しかし、市町村はその対象者を決定することは市町村でやってよろしいと。その中身そのものについてもやはり市町村でやると。ただ

し、運営については、これは社会福祉法人にやらせてよろしいということなんです。

そうなりますと、たまたま福生としての対応としては、今回特別養護老人ホームができる。この老人ホームの開設と同時に、充分にこれは検討してお互いに協議いたしまして、この施設の増設なり何なりを考えて協議をしていく。そして市がそれに競合いたしまして、そのところへ老人デイホームとして行くと、まずこれが一点。これ以外としては、方法としては、今のところ福生市としては考えられないんじゃないかと思うんです。

で、専門的な技術を要さなきゃならないんで、普通の地方公共団体がやってもとてもこの措置ができかねるということが問題でございまして、各市においても、この間新聞にもできましたように四市ばかりの、小金井、田無、それから保谷、こういったところにつきましてはやはり特別養護老人ホームを利用いたしまして開設をしたわけです。そんなような方法が今のところ、対応策としてはないんじゃないかというふうに考えています。

しかし、それもうまく軌道に乗ればよろしいんですが、そういうふうな関係から、先ほど御質問がありました在宅ケアセンターの問題につきましても、なかなか難しい問題であると思うんですが、いずれにしてもそういう対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、痴呆性老人が今現在、推定でどれぐらいいるかというのは、厚生省の出現率ですが、それを当てはめてみまして、年齢別の関係がございまずけれども、六十五歳以上で福生市が現在三千七百人ばかりおるわけですが、そのうちで大体百五十五名ぐらいの計算になると、痴呆性としては。

それから相談件数ですが、六十一年度で百十一名ですが、その中にはやはり痴呆性の関係もございまずですが、老人の相談としてはそのような計算になっていきます。最近の痴呆性の相談はだんだんふえてきておりますけれども、この対応、今現在しておりますけれども、各施設にお願い申し上げているわけですが、なかなか長期ということができませんので、短期でお願いすると。

それからこの、検討の問題ですが、期間としてはやはり先ほど申し上げましたとおり特養がオープンしてその後、軌道に乗ればそこで協議に入っていくたいというふうに考えておりますので、即今年度というわけにはいかないと思うんですが、なるべく早くそういった協議を整えたいというふうに考えております。

それから、海の家山の家の関係でございまずですが、これはプロジェクトをつくって、これからまたさらに検討ということ

になるんですが、検討を二回やったんですが、三回目なんです。さらに検討をしていきたいということで、各市で今現在実施しているところでも、どうも行革の関係でそういうものは少し考えたらよろしいんじゃないかという、行革から答申も出ているそうです。そういう点も、なぜそういうことになるのかということもひとつ、考えていかなければならないんです。

ですから、そういった設置することは非常に結構なことなんです。ただ内容的に、利用数がどの程度なのか、あるいはそういったことで行革等で一応検討しろという指示がでている以上は、やはり何か問題があるんじゃないかと、そういうものを全て、もう少し検討いたしまして、プロジェクトで検討した結果、これをどういうふうにするかというのは基本計画、あるいは実施計画にのせて、また議会にお諮りしてまたこれを進めるという段階になっておりますが、以上のような計画を持って進めたいというふうなことでさらに検討を行いますので、よろしくお願いいたします。

○十二番(原 敏子君) それでは、国保の関係なんですけれども、福生市の場合、今の部長の答弁では六十一年度実績で、決算で、二五・四%が前年所得がゼロだったという。こういう場合は当然六割四割の軽減が当たるわけですから、非常なこういうのを見ますと、また一面国保会計は本当に大変だということふうに思うわけです。

市長さんにぜひお尋ねしたいんですけれども、こういうふうに変化になっている原因は国庫補助金の削減と、東京都が補助をまた削減しようというところにあるわけです。で、国保加入者とその国保を運営する福生市ですね、保険者、同時に国や東京都の、言ってみれば国です、国の犠牲の上に国保会計が成り立っているわけで、国保そのものを考えていかな

いと、これは本当に大変になっていくわけです。

これまで私の再三の質問に、市長は全国市長会だとかいろいろな市長としてのそういう組織の中で、国庫補助を削らないでほしいということや、東京都に対する補助削減についてしないでほしいということを、運動されているというふうに聞いておりますけれども、もうそのぐらいの運動では、だんだん間に合わなくなってくるのではないかというふうに思うわけです。私はぜひ市長さんに、国がそういうふうな各自自治体の国保会計を圧迫しているんだと、そのもとは国にあるんだということを、はっきりと国に言って、主張していただきたいというふうに思います。

それと減免の問題は、そういうふうな中で国保会計が大変なので、福生を見るとよその自治体に比べるとうんとその、所得ゼロの人が多いんだらうというふうに思うわけです。これを減免をつくるとみんな減免になっちゃうなんて、そういう

うことがなきにしもあらずなのであれですけど、でも私は、そういう中でもやはり減免の要綱はつくるべきだと思うわけです。いろいろな方がありますし、今の保険課ではそれぞれ市民の方の、被保険者の方の相談に独自で当たっているというふうに言われましたけれども、やはりこれは規約なり要綱なりですね、きちんとたておくことが必要だろうと思っんです。今行って、現実にはそういう対応をされているわけですから、要綱をつくっても何ら矛盾はないというふうに思っんです。

現状ではそういうふうな問題は、特に相談があつて減免していたり、現実はどういう、福生市の国保会計、国保加入者はこういう現状になっているわけだから、こういうことでやっているわけですね。私はここで要綱をつくっても何ら矛盾しないし、ぜひやはりこういうときに要綱をつくるべきではないかというふうに、私は考えるわけです。

それと、今特別に、言ってみれば相談に応じられているわけですけども、六十一年実績で結構ですけども、この四割六割の減免が行われた人数というのかな、人数じゃないですね、世帯数かな、それと、ここに出てます貧困のためという、災害というのはわかりますけれども、すごい抽象的な貧困のため減免の必要がある者という十四条の二を使った減免は、何件ありましたでしょうか。

それと、保険証の交付につきましては私は、済んだことだからあれですけども、千百十五通残って、二万円滞納した世帯が千百十五件残って、保険証送らなかつたわけだね、それは。そのうち窓口に取りに来た人が八百十四世帯。それでそのうち三百一通は来ないから、三百一通は簡易書留で送ったわけです。最後そういうふうにするんだったら、最初からみんな送っちゃえばいいんです。随分それで、戻ってきたのが百五十一通、これは仕方がないにしても、後から三百一通書留で送付したと。

言ってみれば窓口に来て市民課の、当然税ですから払う義務があるし払わなければいけないものですけども、いろいろな事情があつて滞納されている方たちが窓口へ保険証を取りに来て、いろいろあつたでしょうけれども、どうしてこの福生市はまだ保険証を交付、法が幾ら実施されていると言つても福生市の条例ではまだこの保険証交付についての条例はないわけです。そういう中で、なぜここで三百一通後から書留で送ったのか。千百十五通は最初に滞納しない人と同じように、全部送付すべきではなかつたかなというふうに思っんですけれども、なぜこういうことをされたのか、これは東京都や国の指導があつたのかどうなのか、聞かせてください。

それと、痴呆性老人ですけども、福生では厚生省の試算で言つて百五十五人、本当にいるかどうかわかりませんけれども、そういう計算上では百五十五人の痴呆性のお年寄りがいると。

今福生はたまたまここに特養ができますので、今部長が答弁されましたようにぜひこの、私も特養の施設にデイケアが、言ふなれば託老所ができればいいだろうというふうに思っわけです。このところ、相手の施設の方たちとよく相談していただいて、ぜひこのような託老所、デイケアを、せっかく福生に特養ができるんですから、きちっとそのところをさせていただきたいというふうに要望しておきます。

それと、お年寄りの、老人の問題の相談が六十一年実績で百十一件。今これから高齢化社会をどんどん迎えていくのに、言ってみればこういう老人問題の相談件数というのはこれからもうウナギ登りにふえていくんだと思っんです。お年寄りの場合は訪問しなければいけなかつたり、家族がくる方もあるでしょうけれども、非常に職員の労働は過重になっているというふうに私は思っわけです。老人のケースワーカーの方は非常にさまざまな、お年寄りの関係ですからさまざまな状況に対応したようなことをしなければならぬので、今後やはり高齢化社会を迎えるに当たつて、私は老人のところにとんとスポットが当たらなければならぬだろうというふうに思っますけれども、この老人ケースワーカーの増員をぜひ考えていただきたいというふうに思っますけれども、その点ひとつお聞かせください。

それと、保養施設の関係ですけども、部長がさらに検討したいというふうに、確かにいいか悪いかはわかりませんが、それでも、羽村町みたいな、今度つくるあんな大きなものが必要かどうかというのは十分検討していただきたいと思っわけです。あれがいいかどうかというのには私ももっと研究してみなきゃわからないと思っんです。

しかし市民サービスという点でみれば、ああいうふうな膨大なものをつくらなくても、それこそ年間契約の、言ってみれば、羽村で言えばたつた七百二十万ぐらいで、年間七百二十万で町民が一年中利用できる、そういう施設があるということ、私はこれなどは本当にいい施設ではないかと思っわけです。ですから、そういうのをぜひ検討していただくのは結構ですし、そういうことも含めて検討していただきたいんですけれども、最後にこの検討する期間なんですけれども、私はもう何回も検討してもらつてもんだから、もう三回目の検討ですから、早急に結論を出していただきたいというふうに思っんですけれども、ぜひその期間を教えていただきたいと思っます。

○議長（村尾栄次君） それでは三時十分まで休憩いたします。

午後二時五十七分 休憩

午後三時 十分 開議

○議長（村尾米次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（田村匡雄君） 原議員さんの御質問に、自席からお許しをいただきまして御答弁申し上げます。国保会計の件でございますけれども、非常に財政も厳しい中、また補助金のカット等があるというふうにしていくんだというふうなお話でございました。

私ども、国の方に対しては国保対策特別委員会等がございます。私もその委員に入っております。八月もこの関係で国へ陳情いたしました。また、十月にもこの特別委員会がございます。出席させていただきたいというふうと考えて、国それから内閣の方に対しての陳情をしたいと思っておるわけでございます。

それから東京都の市長会におきましては、これから都の方へ、そしてやはり来月になりまして予算等の関係で六十三年度の予算等の関係がございますので、これも運動をしていくことになっておりますのでこれにも参加させていただきまして、成果が上がるような運動をさせていただきたいというふうに思うわけでございますので、よろしく願います。

○市民部長（小野光朗君） それでは、細かな幾つかの、市長の補足答弁をさせていただきます。

まず要綱の設置でございますけれども、現状では東京都の基準がございますので、その運用でもって当面処理していきたいと思ひます。

それから四割六割の軽減されました世帯数でございますけれども、六十一年度、千五百三十六世帯でございます。

それからあとの千百十五通、御指摘のとおり全部最初から送ってしまったらいいんじゃないかというお話でございますけれども、やはり八百十四通、先ほど御説明しましたんですけれども、千百十五通のうち八百十四通については被保険者と市の方とが接触できまして、いろいろと国保に関する相談とかそういうふうなものについてはできておるわけでございます。もしこれを構わず郵送いたしますと、資格がなくなっている方とか、あるいは所在不明の方とか、あるいは他人がそれを悪用するとかいろいろなふうな危険がございますので、書留で残りにつきましては送ったというわけでございます。それから六十一年度でございますけれども、申請減免の件数という御質問でございますけれども、一件ございました。

ですけれども、所得の状況等を勘案いたしまして徴収猶予とそれに伴って分割していただいたというふうなことが一件ございます。以上でございます。

○福祉部長（生子国利君） 二点ばかりの御質問でございますけれども、第一点目の老人のケースワーカーでございますが、町内に今組織検討委員会を発足しておりますので、その中で十分今後研究していただいて対応していきたいと。

しかし、今現在職員には相当過重になっているということは事実ですが、鋭意努力しておりますけれども、そんなようなことで、これからの課題になりますので、よろしく願います。

それから先ほどの山の家海の家、要するにプロジェクトの、いつごろ結論がでるかということでございますが、現在各市、あるいはそういったところの資料を把握しております。さらにそれに基づいて調査を行ってプロジェクトの発足をし、なるべく早く結論を出したいというふうな考えております。以上です。

○十二番（原 敏子君） それでは、国保の関係ですけれども、減免については都の要綱に沿ってやっているとありますが、すけれども、私は国保会計が本当に大変になっていく中で、やはり国保税が、安いというのは適切かどうか分かりませんが、けれども、国保税が国保加入者にとって低いものならば、まだ国保税を納付するということは可能だというふうに思いますが、すけれども、今みたいに、これからのことも考えますと、現在もそれなりに高い額なわけですが、非常に高額な国保税になっていきますと、非常に国保加入者は大変な生活を強いられるようになるというふうに思うわけです。

今部長の答弁では、法による減免ですね、貧困による減免というやつ、申請による減免、これが六十一年度は一人だけだということですが、やはり申請の減免というのは非常に、なかなか申し出るというのは大変だろうと思うんです。しかもその要綱が貧困によるということ、このところに病気をした場合とか、失業した場合とか、前年に比べて所得が少なくなかった場合とか、こういうような言葉が並んでいればまだいいんですけれども、ただ貧困による場合という、この貧困という言葉は、非常に抽象的で曖昧です。これを当てはめて市に申請をするということは、やはり相当抵抗のある市民の方たちもたくさんあるだろうというふうに思うわけです。特に今減免を考えないと。

福生市の国保の場合は特別に減免の要綱をつくらなくても、ここにこういうような加入者状況なので国保税については相談にのっているんだというような、先ほど答弁もありましたけれども、私はそれならばぜひこのところの条文を変えていただきたいと思います。やはり貧困のためというのは非常に言葉がよくないというふうに思うんです。

先ほど部長も言われました、私も登壇して言いましたけれども、国保加入者というのは低所得者の方たちが多いわけです。それも十分承知しておりますが、この減免のために行うのに貧困のためという、これは東京都や国の指導によるものかどうか分かりませんが、ほかの自治体の税条例にはこの言葉でなくて違う言葉になっている自治体もあるわけです。それから、ぜひこのところを検討していただきたいというふうに思います。

それと、低所得者が多い福生市の国保会計の場合、私は特に、だからこそ減免が必要ではないかということ強く思っておりますので、こういう中で要綱や規則がなくてもそのようにやっているんだという理事者の皆さん、職員の皆さんの努力は本当に大したものだというふうに評価いたしますけれども、ぜひこれを公なものにしていただきたいというふうに、ぜひ要望しておきます。

保険証の交付につきましても、福生市の場合はいろいろな条件があつてこういうことになったんだろうと思うんですけども、福生市の条例がまだ、幾ら法が変わつたとしても、福生市の条例がまだこのように悪質滞納者というようなものがまだありませんので、そういう条例はつくつてありませんので、ぜひ市民の皆さんが、国保加入者の皆さんがいやないをしないうで保険証を交付されるような、そういうふうな努力をしていただきたいというふうに思います。

それと、これは百五十一通戻つたというのは、まあそこにはないのかなと。一応百五十一世帯の人は保険証がない生活を今のところしているわけですよ。この人たちの、言ってみればこれは滞納者です、二万円以上の滞納者、そういうのがいろいろなつてくるでしょうけど、このところね、やはり追跡調査をした方がいんじゃないかなというふうにも思いますのでその点。

そして最後に、国民健康保険というのは国民皆保険、国民が全員が保険に入らなければならないんだという制度のもとに今、国民健康保険制度があるわけですから、その趣旨を生かしたような国保の業務を行つていただきたいというふうに再度要望しておきます。

それと、痴呆性老人の関係ですけれども、これから一番大変な仕事になってくるでしょうこのお年寄りの関係、高齢化社会に向かつての老人ケースワーカーの関係。たまに市役所に行きましても、本当に見ているだけでも大変な、そしてまたお年寄りの問題というのは非常にもう、話せば長いような相談も、普通なら十分ぐらいで終わるものが三十分かかる、一時間かかるようなそういう相談内容になってるんだらうというふうに思います。ぜひ検討していただいて、ケースワーカー

カーの方の増員を図っていただきたい。こういうような市民の相談に十分相談できるような、市民の人が十分相談できるような、そういうようなものにしていただきたいというふうに要望しておきます。

保養施設につきましては、期間についてはこれから資料を集めてと言うんで、いろいろ言いたいこともたくさんありますけれども、ぜひ、もう再三質問しているわけで、もう、また質問をしなくてはならなくなるような、そういうような研究や検討ではなくて、ぜひ早急に本当に資料を集めて研究していただきたい、市民の皆さんの要求に応えていただきたいというふうに要望して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村尾栄次君） 次に、四番浜中輝夫君。

（四番 浜中輝夫君登壇）

○四番（浜中輝夫君） 初めての一般質問でございます。また、御先輩の皆さん、よろしく御指導をお願いいたします。

私の第一問の問題は、牛浜駅の改善についてということでございます。最近、福生の駅も非常に立派になり、整備の方も着々整っております。今度は牛浜の駅の方を皆さんでひとつ見ていただきたい、かように思ひまして質問をさせていただきます。

駅のホーム及び東口の階段の増設と、トイレの設置についてということでございます。最近、青梅線の車両も非常に長くなっております。昔は四両編成で走ってございましたけれども、現在は東京行き、また東京から青梅に来る車両も一日に大体十四本ぐらゐあります。みんなそれが十両編成で走るわけでございます。また立川からの青梅行きも、朝夕は六両ないし八両編成で走るわけでございますが、十両編成で一番前に乗ったときには、かなり拝島よりに帰らなければならないということで、ぜひとも福生よりにホームの階段をつけていただきたい。

また東口の外側にも階段を福生寄りにもつけていただきたいと、かようなお願いでございます。この牛浜の駅のところは、第三小学校の通学路でもございます。左側の方に降りた方が第三小学校の方へ行くのが非常に便利であるということ、ぜひともJRに交渉をお願いしたいと、かように思う次第でございます。

また、トイレのごきいすけれども、西口側にはトイレはありますけれども、東側にはトイレはないわけでございます。しかし、東口の方には非常に利用者が多いわけですから、まず横田基地。市民会館、福祉会館、立正校成会、小中学、

それから高校野球の予選、また先日の日米親善のお祭りがございますが、非常に東側の方には人がたくさん降りるということ、ぜひともトイレの増設をひとつお願いしたいと、かように思う次第でございます。

それから二番目に、ペットの散歩について、ふん処理の対策と。

私が町会長をやっておりましたときに、非常に苦慮した点でございます。回覧等で相当お願いしたんですがどうしても、なかなかこれが実現できなかったとそういうことで、先日新聞で読みましたところ、埼玉県の草加市では犬の散歩の際には飼い主がふんの処理用具を携行して処理をすることを義務づけたと、こういうような、新聞に載っております。福生市でもいろいろな策で看板等を立ててやっているようにございますが、なかなかそれが実行できないというのが現状じゃないかと思えます。

そして、その草加市では九月三日開催の定例市議会に提案して、十一月一日から施行するというふうな義務づけをしたというふうな、新聞に載っておったわけでございます。犬の注射は義務づけてありますけれども、処理は義務づけてなかったものを義務づけたということでございます。違反した場合の罰則は別にないようでございます。市長さんが飼い主に對して必要な指導を厳告すると、そういうふうなことで、今後福生市でもどのような対策でいくのかということをお聞きしたいと、かように思うわけでございます。

それからホタル公園等においても、看板がかかっておりますけれども、その看板が小さくて、字がもう、ふん処理の看板の字が消えてしまっているような状態です。それらもひとつ直していただきたいと、かように思います。

三番目にホタル祭り、ホタル公園のPRと今後のホタル祭りについてということでございます。この祭りは私の方の町会のお祭りとなっております。

ホタル公園がどこにあるかわからない人が非常に多いわけです。後楽園のところから西村医院の通りをホタル通りというふうな名前をつけていただきましたが、ある方がホタル公園通りとしたらどうかと、そういうふうな御指導をしてくださったわけですが、「ホタル公園通り」と公園を入れば、これはどこかにホタル公園があるんだなというふうな思うと、そういうことで、できますれば「公園」を入れていただいて、一応公園はここからこういうふうに行ってああいふふうに行くという矢印、そしてそのホタル坂のところに看板等を立てていただいて、この下にホタル公園がありますよ、というふうな看板をひとつお願いしたいと思えます。また、公園のところにも一つつけていただきたいと、そのようなお願いでございます。

います。

それと、今後のホタル祭りについてということは、これは私の個人のお願いでございます。

六月の十三日土曜日に、第二十二回のホタル祭りを実施しました。人員は約一万二千人、露店が百五十ないし六十店舗、これは警察の調べでございます。このホタル祭りも、一町会でこれだけの大きな祭りをするのは大変なことで、町会長をやってみないとわからないような状態でございます。

自然を拝するということは、だれしも変わらないと思えます。八年前、羽村町の堰の工事で水が一年間止まってしまった、ホタルの幼虫、またホタルのえさでありますカワニナが、巻貝の一種ですね、これが全滅をしてしまったということで、現在は自然のホタルは発生しておりません。しかし、ホタル研究会というものがございまして、長年ホタル公園で養殖をしておりましたけれども、非常に水が冷たいわけです。そういうことでホタルの幼虫が育たないということで、現在はホタル研究会の会長さんの古屋貞雄氏が長となりまして、研究会で考案した大型水槽で、自宅で養殖をしていると。これは非常に成績がよく、何百というホタルがかえったわけでございます。それでホタル祭りができたわけでございます。私がお願いを申し上げるのも、このホタル祭りをどうか福生の市のホタル祭りにしていただけたらと、かように思う次第でございます。市長に実行委員長さんと申しますか、会長さんになっていただいて、ホタル祭りを市の方に吸い上げていただけたらと、かようなお願いでございます。

それにしても、ここに東京都の宝くじが、六十二年六月一日抽選の宝くじが、第千二百九十七回の宝くじが、この福生のホタル祭りというふうな絵で実際出ているわけです。そういったことで、ひとつ何とかホタル祭り、桜祭りも同様ですが何とか市で吸い上げていただいて、我々町会がそれを応援するというふうな形にさせていただけたらと、かように思う次第でございます。

次に、社会教育について。これは文化祭運営と市民文化の向上についてでございます。

文化祭と市民文化、これは十一月に入りますと福生市の文化祭が開催されるわけでございますが、係の方には大変御苦労でございます。終了するまでよろしくお願いいたします。

私の質問と申しますのは一般の出品する方、一匹オオカミと申しますか、どこの会にも入っていない、こういうふうな方がいらっしやるわけでございます。そういうふうな方がなかなか、会場がないからと申しまして受付けをしてもらえな

いというふうな話を聞いたときもあります。

一般の方の中にはプロと言っているのか、プロなみの方がたくさんおられるわけです。そういうふうな方にどんどん出していただいて、福生の文化祭をより一層高い水準に持って行ったらどうかと、かように思います。ことしは何件くらいか、一般の方が出してくださったかということをお尋ねして、会場はあるのかないのかということをお尋ねしたいと、かように思います。

第五番目でございますけれども、消防用水について、ホース等の格納箱の対策について。

これはもう大分古いものでございまして、何年ごろつくられたんだかわからないんですけれども、私の町会にも、熊牛町会にも四つあったんですけれども、一つは建売ができるので業者が壊してしまったということで現在三つあるわけです。しかし、すごくこう、荒れているわけですね。かなり年代もたっていることで、この格納箱が何年ごろつくったものかわかりませんので、何年ごろつくったのか、福生市内に何か所くらいあるのかと。

それと、現在火災が発生した場合に、この器具で消火活動ができるのかと。まだ水がでるのかと。また、こういう方もいるんです。器具が古くなったのを新しくして消火活動につかいなさいというふうな方もいるわけでございます。この問題について、市では今後どうするかということに對して。

この五点について御質問をさせていただきます。終わります。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 浜中議員の御質問にお答えいたします。

第一点の青梅線牛浜駅の改善について、駅のホーム及び東口階段の増設とトイレの設置についてでございます。

現在牛浜駅の乗降客は福生駅の約四分の一くらいであると聞いております。御質問の趣旨はよくわかりますし、ごもつともだと思っております。しかし、牛浜駅の場合は全てJR東日本旅客鉄道の土地や財産でありますので、便所をつくるにしても、階段の増設にいたしましても、大変困難が予想されます。差し当たり利用者中東口利用者がどのくらいあるか、またホームへの階段の利用状況等の実態調査をさせてみたいと存じます。

いずれにいたしましても、牛浜駅に関するることにつきましてはよく検討し、沿線自治体で組織をしておる広域行政圏協議会がございまして、そこを通じて鉄道会社に対し要望していくようにしたいと考えておりますので、よろしく願います。

いたします。

次にベットの散歩について、ふんの処理対策についてでございます。

この件につきましては、犬、猫のふんについての苦情が寄せられておりまして、市といたしましては広報で犬の散歩のときなど、ふんを処理する道具を持って必ず処理するように呼びかけておりますが、これにつきましては飼い主のモラルの問題です。市といたしましては公園等に看板をつけたり広報等で呼びかけています。また、保健所においても登録が終わった時点で指導を行っております。

なお、御指摘の条例の件でございますが、今後研究してまいりたいと思っておりますのでよろしく願います。

次にホタル祭りについて、ホタル公園のPRと今後のホタル祭りについてでございます。

ホタル公園におけるホタルの養殖につきましては、ホタル研究会の皆さんの努力に対し感謝申し上げる次第でございます。

御指摘のホタル公園の園名表示でございますが、昭和五十年以前に建設いたしましたほとんどの公園が、安易な表示板による表示か、表示のない公園もございまして、これらの公園は築造後十年以上の年月を経て傷んでいる施設もありますので、計画的に整備をするよう実施計画に盛り込んで策定しております。園名表示も公園の整備に合わせて実施してまいります。また、公園の入口等の案内標識の設置につきましても、今後検討してまいります。

その次にホタル祭りにつきましても、長年にわたりました町会の皆さんの御努力により開催され、年々盛大なお祭りに育て上げられました。御尽力に深く敬意を表するものでございます。御質問のように、長い間には何かと御苦労があったことと存じます。市におきまして事務局を務めておりますところの七夕まつり、さくら祭りにいたしまして、実に大勢の方々の御理解と御協力のもとに開催されております。御苦労のほどはお察し申し上げます。次第でございます。

ところでこのホタル祭りは、地域の皆さんがまさに手づくりでつくり上げてきたお祭りでございます。このような皆さんによって育て上げられてきたことは、大変大事なことでございまして、地域の皆さんの御愛着もことのほか大きいことと存じます。また、ホタルの養殖の問題とか、地域の手を離れた祭りのあり方とか等々、将来の展望につきましても整備すべきことも多々あるかと存じます。したがって、御質問の趣旨を踏まえながら、なお時間をちょうだいしながら検